

「法人税顧問」平成23年6月改正法対応版 概要(Ver.H23.2)

「法人税顧問 Ver.H23.2」での対応内容をご案内します。

なお、平成23年4月1日以後に開始する事業年度の対応および特別償却の付表の新帳票の対応は、

「平成23年度 特別償却付表対応版(Ver.H23.3)」として別途リリースする予定です。

当内容は、予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H23.1 以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H23.2」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の [ヘルプ]-[バージョン情報] で確認できます。

減価償却システムとの連動について

減価償却システム Ver.8.1 以降と連動が可能です。スタンドアロン版同士、ネットワーク版同士が連動可能です。

電子申告対応プログラム(電子申告ダウンロードパックをご購入の方へ)

法人税システム(Ver.H23.2)に対応した電子申告対応版(Ver.H23.2.e2)を8/22に公開します。e-Taxでの新帳票(平成23年6月30日以後終了事業年度)の受付開始時期は9月下旬以降を予定されています。e-Taxで受付開始となるまでは、既存の別表を改訂前の別表様式(旧様式)に読み替えて電子申告することになります。法人税システムをVer.H23.2にバージョンアップした場合には、電子の更新(Ver.H23.2.e2)も行ってください。電子申告応援は、H23.10のまま変更はありません。(詳細は、「3頁～の5 電子申告更新用プログラム(Ver.H23.2.e2)について」をご覧ください。)

参考) 国税庁ホームページより(8月8日公開)

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/hojin/sanko/1239_23/index.htm

2. 税制改正の概要

法人税システムに関係する平成23年6月改正法(「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」および「同地方税法等の一部を改正する法律」)の主な内容は、次のとおりです。

参考) 国税庁ホームページ(平成23年度 法人税関係法令の改正の概要)

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2011/01.htm

1. 雇用促進税制の創設(別表六(二十六)) <次回H23.3で対応>

青色申告法人が、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上(中小企業者等については2人以上)及び10%以上増加していることにつき証明がされるなど一定の場合に該当するときは、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)相当額が限度とされています。

適用時期:平成23年4月1日以後に開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)分の法人税について適用

この改正に伴い追加された次の帳票は、次回の「特別償却付表対応版(Ver.H23.3)」で対応する予定です。別表六(二十六)「雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」

2. 環境関連投資推進税制の創設(別表六(十一))

青色申告法人が、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却(中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用)ができることとされました。

ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされました。

適用時期:平成23年6月30日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用

この改正に伴い追加された次の帳票を対応しました。

別表六(十一)「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」

3. 中小企業者等の法人税率の特例の延長（別表一）

中小企業者等の法人税率の特例について、平成 23 年 6 月改正法によりその適用期限（平成 23 年 6 月 30 日）が平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度まで 9 ヶ月延長されました。

4. 仮決算をした場合の中間申告書の提出に係る見直し（別表一）

次の場合には、仮決算をした場合の中間申告書は提出できないこととされました。

仮決算をした場合の中間申告書に記載すべき法人税の額（中間申告予定額）が前期基準額を超える場合

前期基準額が 10 万円以下である場合（前期基準額がない場合を含む）

適用時期：平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用

5. 複数の大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても中小企業向け特例措置が適用されないこととされました。

適用時期：平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除く）の所得に対する法人税について適用

6. 耐用年数の短縮（別表十六(一)、別表十六(二)） < 次回 H23.3 で対応 >

減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を基礎としてその償却限度額を計算することについて所轄国税局長の承認を受けた場合は、その承認に係る未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすこととされました。

また、その承認を受けた場合、定額法、生産高比例法などによる償却限度額等の計算の基礎となる取得価額には、承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度までの償却額の累積額を含まないものとされたほか、所要の整備が行われました。

適用時期：平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、平成 23 年 6 月 30 日以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用

この改正に伴い別表十六(一)、別表十六(二)の「差引取得価額(9)」の上段に内書が追加されました。

この対応は、次回の「特別償却付表対応版（Ver.H23.3）」で対応する予定です。

7. 税額の計算に関する改正

試験研究費を行った場合の法人税額の特別控除の特例

適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除

適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。

法人税の額から控除される特別控除額の特例

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度等の創設に伴い、所要の設備が行われました。

適用時期：平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除く）の所得に対する法人税について適用

8. 適用額明細書の改正

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部が改正されました。

適用時期：平成 23 年 6 月 30 日から施行（ただし、各号の規定は当該各号に定める日から施行）

3. 税制改正の対応内容

平成23年6月改正法に伴うシステムで対応している別表の主な変更点は、次のとおりです。
事業年度により、旧帳票（平成23年6月29日以前終了事業年度）と新帳票（平成23年6月30日以後終了事業年度）を切り替えて処理します。

1. 変更帳票

次の帳票を変更します。

新設別表に伴い、別表六関係および別表十関係の別表番号が変更されました。

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表二	別表三(一)
別表三(四)	別表四	別表六(一)	別表六(二)	別表六(六)
別表六(七)	別表六(八)	別表六(十)	別表六(十二)	別表六(十五)
別表六(十六)	別表六(二十二)	別表六(二十七)	別表六(二十八)	別表七(一)
別表八(一)	別表十(八)	別表十(九)	別表十三(五)	別表十四(二)
別表十六(九)				

上記帳票変更に伴い、「検算・税額計算」「地方税共通情報」も変更します。

2. 追加帳票

次の帳票を追加します。

別表六(十一)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
---------	--

3. 適用額明細書 条項一覧の更新

平成23年6月30日以後終了事業年度で追加等された条項、区分番号に対応します。

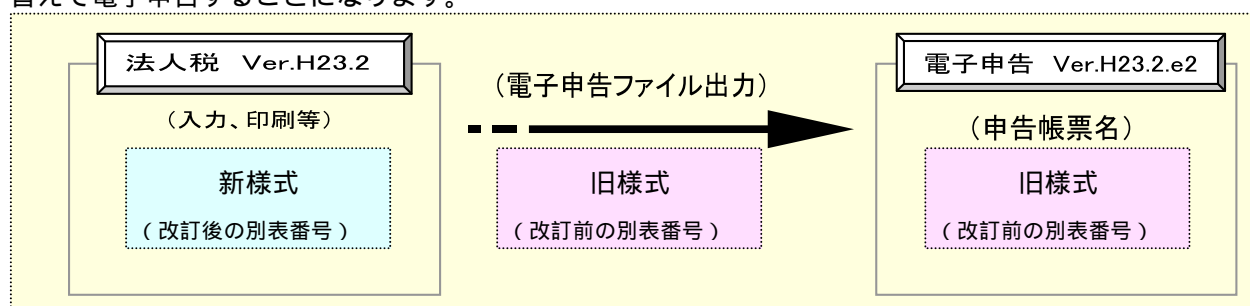
あわせて、区分番号00014、00018、00022、00026の適用条項の初期表示を「第42条の5第6項」に変更します。

4. 機能改善内容

- 別表ナビに適用額明細書を追加しました。
- 適用額明細書の「所得金額又は欠損金額」が0の場合は、0印字するように改善しました。

5. 電子申告（Ver.H23.2.e2）について

法人税システム（Ver.H23.2）に対応した電子申告対応版（Ver.H23.2.e2）を8/22に公開します。
e-Taxでの新様式（平成23年6月30日以後終了事業年度）の受付開始時期は9月下旬以降を予定されています。よって、e-Taxで受付開始となるまでは、既存の別表を改訂前の別表様式（旧様式）に読み替えて電子申告することになります。



例えば、法人税側で「別表六(十二) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を作成して電子申告を行うと、電子申告側ではその別表が「別表六(十一)」として表示されることとなります。

改正による別表様式の追加に伴い、別表番号が変更となった別表様式は、以下の通りです。

(新) 法人税側の別表番号	(旧) 電子申告側の別表番号	(新) 法人税側の別表番号	(旧) 電子申告側の別表番号
別表六(十二)	別表六(十一)	別表六(二十七)	別表六(二十四)
別表六(十五)	別表六(十四)	別表六(二十八)	別表六(二十五)
別表六(十六)	別表六(十五)	別表十(八)	別表十(六)
別表六(二十二)	別表六(二十一)	別表十(九)	別表十(七)

電子申告を行うと旧様式で連動されます。

1. 注意事項

新様式で追加された項目を使用している場合は、送付書編集で追加の上（自動転記されません）、別途郵送等になります。追加された項目を使用していない場合は、そのまま電子申告が行えます。

改正による項目追加となった別表は、以下の通りです。

別表名	追加された項目
別表二	(1) 期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 上段の内書 (4) 期末現在の議決権の総数 上段の内書
別表三(一)	(25) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額 (26) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の益金算入額 (27) 認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額 (28) 認定研究開発事業法人等の所得の金額の益金算入額
別表四	(29) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額 又は益金算入額 (30) 認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額
別表六(二十七) *新様式名 (別表六(二十四) *旧様式名)	法人税額超過構成額の明細：第 5 号、第 10 号、第 11 号

改正に伴い新規に設けられた別表については受付不可となるため、送付書編集で追加の上（自動転記されません）、別途郵送等になります。

法人税システム H23.2.0 で追加対応した別表は、以下の通りです。

別表六(十一)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
---------	--

電子申告では、旧別表名で取り込まれるため、「別表六(十一) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」（法人税側の別表番号：別表六(十二)）も作成している場合は、申告帳票と送付書側に様式が異なる二つの別表六(十一)が表示されることとなりますが、問題ありません。

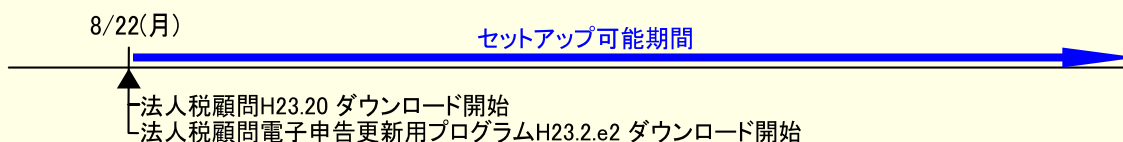
2. 法人税システムH23.2と電子申告システムH23.2.e2のセットアップについて

法人税システムを Ver.H23.2 にバージョンアップした場合には、電子の更新 Ver.H23.2.e2 も行ってください。電子申告更新用（Ver.H23.2.e2）は、法人税システムが Ver.H23.2 でないとセットアップができません。電子申告システムはマイページからのダウンロードによる提供のみですが、法人税システムは「CD 送付による提供」と「マイページからのダウンロードによる提供」のいずれかを選択していただいております、注意が必要です。

【法人税顧問の提供方法もダウンロードのお客様】

法人税顧問 H23.2 と法人税顧問電子申告更新用プログラム H23.2.e2 のダウンロード開始日は同日(8/22)です。

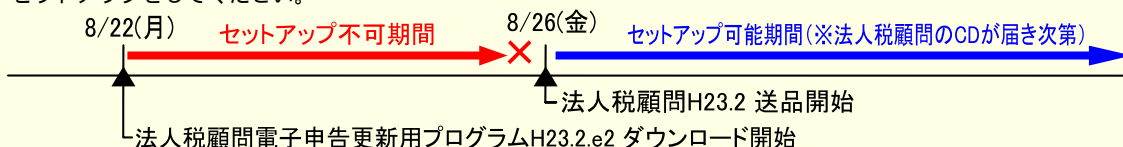
法人税顧問 H23.2 法人税顧問電子申告更新用プログラム H23.2.e2 の順にセットアップをしてください。



【法人税顧問の提供方法がCD送付のお客様】

法人税顧問 H23.2 のセットアップ CD は 8/26(金)より送品を開始します。

CD がお手元に届いてから、法人税顧問 H23.2 法人税顧問電子申告更新用プログラム H23.2.e2 の順にセットアップをしてください。



3. 第六号様式「利子割額に関する計算」欄(28)、(29)の0円出力に対応しました。